

個人向け火災保険・共済における建物・家財の評価
に関する調査研究

中間報告書

平成 25 年 4 月

一般財団法人簡易保険加入者協会

目次

ごあいさつ	1
1. 背景・目的	2
2. 研究会の設置	3
3. 火災保険の発展	5
3.1. 火災保険の発足と新価保険の開発	5
3.2. 付保割合条件付実損てん補条項	5
3.3. 新価保険と価額協定保険	5
3.4. 評価済保険	6
4. 個人向け火災保険及び共済の補償内容比較	7
4.1. 調査の実施	7
4.2. 損害保険会社各社の商品の比較	7
4.3. 共済各団体の火災共済の比較	8
4.3.1. 火災共済の対象者	8
4.3.2. 火災共済の補償内容等の多様性	8
4.3.3. 評価方法及び損害てん補方法の違い	8
5. 自然災害に関する補償と東日本大震災	10
5.1. 地震保険の補償内容と仕組み	10
5.1.1. 地震保険制度に関するプロジェクトチーム（財務省）	10
5.1.2. 東日本大震災における損害保険会社及び共済の対応	11
5.2. 共済団体の自然災害に関する補償	11
6. 平成 25 年度の調査研究方針	12
各研究会での配布資料一覧	13

ごあいさつ

昭和 35 年 8 月に郵政大臣の許可を得て公益法人として設立され、簡易保険加入者共同の利益と福祉の増進を図ってきました当財団は、平成 25 年 4 月 1 日からは、新たに一般財団法人簡易保険加入者協会として再スタートいたしました。

協会是一般公益事業の一環として保険に関する調査研究を毎年行っておりますが、平成 24 年度及び 25 年度は、「個人向け火災保険・共済における建物・家財の評価に関する調査研究（座長：岩瀬泰弘帝京大学経済学部教授）」を実施することにいたしました。

このたび、平成 24 年度の研究の成果を中間報告として取りまとめました。本中間報告が社会に貢献するとともに、皆様のご意見をいただき、本年度の研究がより充実したものになれば嬉しく存じます。

なお、本調査研究につきましては、火災保険・共済の商品を販売する各保険会社・共済団体にご協力を頂きました。あらためて御礼申し上げます。

当財団は、引き続き公益事業に積極的に取り組んでまいりたいと存じますので、皆さま方のご支援をお願いいたします。

平成 25 年 4 月 1 日

一般財団法人簡易保険加入者協会
理事長 下和田 功

1. 背景・目的

1960年代半ば以前、火災保険は、時価評価を基準として契約の引き受け、保険金の支払いを行なってきたが、経過年とともに評価額が減少することから、災害・不慮の事故による損害に対し支払われる保険金では、同様の物件を再調達することができず、必ずしも加入者のニーズにそったものではなかった。

そこで、損害保険会社では1964年に特約により新価保険を発売、1975年には新価評価の価額協定保険特約を設けて、これを火災保険に付加することにより、全焼・全壊した場合でも、同様の物件を再調達できるようにしてきた。しかし、1990年代半ばからの規制緩和により商品が複雑化し、2000年代半ばには保険金の支払漏れ等の社会的批判も大きくなってきた。

他方、2010年4月からは新しい保険法が施行された。

このような背景を踏まえ、大手損害保険会社では、特約ではなく、新価保険、実損払い、費用保険等を普通保険約款に統合、一本化し、利用者にとって分かり易くシンプル化した個人用新火災総合保険商品を新たに提供し、同時に営業・業務システムの改革に取り組んでいる。また、最近では、共済でも損害保険会社と同様に新価評価を中心とした個人用火災共済を販売している。

本調査研究は、このような業界の動向を踏まえながら、個人向け火災保険・共済における建物・家財の評価に関する諸課題について、学術的な観点等から調査研究を行い、火災保険・共済及び地震保険が、利用者ニーズを満たし、その社会的使命を十分果たせるために寄与することを目的とする。

2. 研究会の設置

一般財団法人簡易保険加入者協会（以下、「協会」という。）は、平成 24 年度及び平成 25 年度の一般公益事業における調査研究として、研究者及び実務家(図表 1) による研究会を設置した。本研究会は平成 25 年度末までに全 11 回程度の会合を予定しており、第 1 回研究会を平成 24 年 10 月 29 日に実施した。

平成 24 年度については、主に「個人向け火災保険及び共済の商品（補償内容）比較」を行った。平成 25 年度は「個人向け火災保険及び共済の契約時における建物・家財の評価」、「個人向け火災保険及び共済における損害額の評価」、「実損てん補における利得禁止の原則等理論的課題」及び「諸外国における個人向け火災保険・共済、自然災害・地震保険に関する現状と課題」について研究を実施する予定¹である。

本報告書（中間報告書）は、平成 24 年度に実施した 4 回の研究会（図表 2）の成果について取りまとめたものである。

図表 1 研究会の構成メンバー

氏名（敬称略）	所属・役職
岩瀬泰弘（座長）	帝京大学経済学部経営学科 教授
柳瀬典由	東京経済大学経営学部 教授
高松良光	一橋大学大学院商学研究科 博士後期課程
大森義夫	日本アクチュアリー会正会員（一般財団法人簡易保険加入者協会及び日本郵政グループ労働者共済生活協同組合 顧問）
北原雄司	一般財団法人簡易保険加入者協会 理事
野崎洋之	株式会社野村総合研究所 ERM 事業企画部 上級コンサルタント

¹ 簡易保険加入者協会「平成 24 年度公益事業に係る調査研究」第 1 回研究会配布資料

図表 2 平成 24 年度に実施した研究会

研究会	実施日	概要
第 1 回	平成 24 年 10 月 29 日	<ul style="list-style-type: none"> ● 協会の事業概要 ● 損保の個人用新火災総合保険商品の紹介 ● 研究会の今後の進め方について
第 2 回	平成 24 年 12 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険用語の定義 ● 評価済保険 ● 火災保険の発展 ● 共済事業の現状 ● 火災各社商品比較表 ● 個人向け火災保険及び共済の商品（補償内容）比較
第 3 回	平成 25 年 2 月 5 日	<ul style="list-style-type: none"> ● 新価保険の開発経緯 ● 個人向け火災保険及び共済の商品（補償内容）比較 ● 東日本大震災への対応 ● 調査研究会議論での論点
第 4 回	平成 25 年 3 月 14 日	<ul style="list-style-type: none"> ● 中間報告書（案） ● 損害保険会社及び共済各団体に対するヒヤリング項目 ● 平成 25 年度調査研究スケジュール

3. 火災保険の発展

3.1. 火災保険の発足と新価保険の開発²

火災保険は、1591年のハンブルク火災組合に始まる。また、1666年に発生したロンドン大火災を踏まえ、一般向けの火災保険が考案されることになる。その後、1833年にはハンブルク火災金庫が新価保険を開発し、後に英国ロイズや米国等で工場の機械類を対象に提供を始める。1928年にはドイツやフランスでも民間保険会社が新価保険の認可を取得する。

新価保険については利得禁止原則に抵触する懸念から、国によって導入時期にばらつきがあり、日本は1964年に新価保険を開発しているが、これは他国と比較して遅い時期の導入であった。

3.2. 付保割合条件付実損てん補条項²

日本では、新価保険より先に1951年に付保割合条件付実損てん補条項が導入されている。これは、Co-Insurance（共同保険）とも呼ばれ、保険金額が保険価額を下回る保険であっても、一定の付保割合以上の場合は、全部保険と同様に保険金額を限度として実損をてん補する。保険金額が一定の付保割合に達しない場合は、保険価額に付保割合を乗じて、通常の比例てん補方式を緩和している。

例：80%Co-Insuranceの場合

- 付保割合 80%以上のとき
保険金額を限度として実損をてん補
- 付保割合 80%未満のとき
保険金支払額＝損害額×保険金額／（保険価額×0.8(付保割合)）

3.3. 新価保険と価額協定保険³

日本において新価保険は1958年に検討を開始し、1962年の保険審議会の正式諮問事項となった。そして大蔵省と法務省で意見がわかれ、1963年に減価物件に対する保険金額の制限等を行って、1964年7月に実施が決定された。しかし、本来は契約者のニーズに応えるために開発されたはずの新価保険であったが、

² 簡易保険加入者協会「火災保険の発展」 第2回研究会配布資料

³ 岩瀬泰弘「保険用語の定義」 第2回研究会配布資料

利得禁止原則に配慮し、比例てん補方式による保険金支払いや、損害が生じた日から2年以内に同一用途のものを修理もしくは再取得しなければならない復旧義務等の制約があり、十分な普及とはならなかった^{3 4}。

そこで、1973年の保険審議会では、特に家計分野においては実損払い商品の提供と新価保険の改善を行うべきとの指摘がなされ、1975年に専用住宅の建物と家財を対象に価額協定保険特約が創設された。価額協定保険特約は、新価保険の普及の障壁となっていた比例てん補や復旧義務の制約が改善され、また、その後、対象物件の拡大が図られた。

3.4. 評価済保険

評価済保険とは、価額協定保険と異なり、契約時に損害の額及び当該物件の保険価額について評価し、保険金額を限度に保険金を支払うものである。保険契約締結時に評価した保険価額をそのまま罹災時の保険価額とみなす旨、当事者間で協定する保険契約であり、海上保険等罹災時における保険の対象の適正な評価が困難な分野で利用されてきた。

しかし、火災保険においては、罹災時の損害査定において保険の対象の評価が必ずしも困難とは言えない⁵という性質の違いから評価済保険は採用されず、1975年創設の価額協定保険特約が家計分野を中心に販売されてきた。

なお、罹災時に再評価を行うことにより契約者と争いを生ずる場面も存在していたため、契約時における評価済の考え方をとり入れた新商品を2010年に発売した損害保険会社もある³。

⁴ 岩瀬泰弘「新価保険の開発経緯」 第3回研究会配布資料

⁵ 簡易保険加入者協会「評価済保険について（文献）」 第2回研究会配布資料

4. 個人向け火災保険及び共済の補償内容比較

4.1. 調査の実施

損害保険会社各社の個人向け火災保険商品の比較については、文献調査及び損害保険会社より情報の提供を受けて行った。また、損害保険料率算出機構が作成する標準約款（住宅火災保険及び住宅総合保険）及び共済団体については当協会より約款提供の依頼状を送付し、損害保険料率算出機構及び共済 6 団体（図表 3）の計 7 団体より約款の提供を得ることができた⁶。

図表 3 約款提供を得た共済団体

共済団体名	略名称
全国共済農業協同組合連合会	JA 共済連
全国共済水産業協同組合連合会	JF 共水連
全国労働者共済生活協同組合連合会	全労済
全国生活協同組合連合会	全国生協連
全日本火災共済協同組合連合会	日火連
全国農業共済協会	NOSAI 全国

4.2. 損害保険会社各社の商品の比較

1996 年の自由化以降、損害保険会社各社が独自の火災保険商品を開発し、提供している。特に 2010 年 1 月からは、保険金支払漏れ等契約是正の問題と新保険法の施行（2010 年 4 月 1 日）を契機として、新火災総合保険（以下、「新商品」という。）を発売する会社も登場している⁷。

この新商品は、新価保険、実損払い（比例てん補方式の不採用）及び費用保険等を普通保険約款に一本化して簡素化を図っている。また、評価済保険を採用した新商品においては、5 年超の長期契約には「保険金額調整等に関する特約」を付帯し、物価下落が生じた場合は協定保険価額の減額を案内し、保険金額の減額及び保険料を返還するなど、利得禁止原則への対応も行っている。

損害保険会社の商品内容は、評価済保険かどうか、家財の支払限度額設定の有無、免責金額設定方法、費用保険金、耐火構造建物の保険料率体系等に差異がある⁸。

⁶ 簡易保険加入者協会「個人向け保険及び共済の商品（補償内容）比較」 第 2 回研究会配布資料

⁷ 簡易保険加入者協会「損保の個人用新火災総合保険商品～『損害保険研究 第 72 巻第 4 号 2011 年 2 月』要約」 第 1 回研究会配布資料

⁸ 簡易保険加入者協会「火災保険各社商品比較表」 第 2 回研究会配布資料

4.3. 共済各団体の火災共済の比較

4.3.1. 火災共済の対象者

日本共済協会の会員で、火災共済を取り扱っている共済団体は JA 共済連、JF 共水連、全労済、大学生協共済連（全国大学生協共済生活協同組合連合会）、全国生協連、生協全共連（全国共済生活協同組合連合会）、日火連及び NOSAI 全国の 8 団体であり、JA 共済連や JF 共水連、日火連は組合員のほかにも一定割合の員外加入を認めている。そして、全労済や全国生協連、生協全共連は、出資金を支払えばほぼ誰でも組合員になることができ、共済に加入することが可能である。

4.3.2. 火災共済の補償内容等の多様性

共済団体ごとに火災共済の補償内容や補償する限度額が大きく異なっており、各共済の生い立ちや理念の違い⁹を垣間見ることができる。

また、評価方法（新価・時価）、損害てん補方法（実損てん補・比例てん補）、付保割合条件付実損てん補の基準、費用保険の有無等は、各共済団体によって異なっている⁶。

4.3.3. 評価方法及び損害てん補方法の違い

建物の火災について各共済の評価方法及び損害てん補方法を比較してみると次のとおりである⁶。なお、各共済約款には Co-Insurance の記載はないものの、実質的に同じなので本調査研究では比較の為に便宜使用している。

(1) 新価・実損てん補方式

- ・全労済（火災共済、自然災害共済）
- ・全国生協連（新型火災共済）
- ・日火連（新総合火災共済）

注

1. 全労済の火災共済及び自然災害共済は、再取得価額特約付帯により新価実損てん補となるが、再取得価額特約は契約時の時価相当額が再取得価額の 50% 以上かつ共済金額が再取得価額の 70% 以上の場合に付帯可能。

⁹ 日本共済協会会員紹介記事（保険毎日新聞社）2012年8月22日～10月3日 第2回研究会配布資料

70%以上の焼破損で全焼扱いとなり、契約共済金額の全額を支払。70%未満の部分焼については再取得価額で損害額を支払。

2. 全国生協連の新型火災共済は、新価共済契約。70%以上の焼破損で全損扱いとなり、加入額の全額を支払。70%未満の部分焼については、再取得価額で損害額を支払。ただし、住宅の加入額が加入限度額（坪当たりの加入基準額×住宅の延床坪数）の70%未満の場合は、加入割合に基づき支払。
3. 日火連の新総合火災共済は、新価共済契約。建物を復旧できない場合、協定再調達価額を支払う。復旧できる場合、復旧費用から残存物価額を差し引いた額を支払う。

(2) 新価・付保割合条件付実損てん補（Co-Insurance）方式

- ・ 80% Co-Insurance ～ JA 共済連（建物更生共済、火災共済）
JF 共水連（火災共済）
NOSAI 全国（建物総合共済、建物火災共済）
- ・ 60% Co-Insurance ～ JF 共水連（生活総合共済）

注

1. JA 共済連の建物更生共済は、新価共済契約。残存価額の割合（時価額の再取得価額に対する割合）が50%以上のものに限る。火災共済は、新価特約付帯契約。
2. JF 共水連の火災共済は、新価共済契約（残存価額の割合が50%以上の住宅用建物又は価額協定特約付帯家財の場合）。生活総合共済は、新価共済契約（残存価額の割合が50%以上の住宅用建物又は家財の場合）。
3. NOSAI 全国の建物総合共済及び建物火災共済は、新価特約付帯契約。減価割合（再取得価額から時価共済価額を差し引いて得た額の再取得価額に対する割合）が50%以下のものに限る。

(3) 時価・比例てん補方式
協会（災害見舞）

5. 自然災害に関する補償と東日本大震災

5.1. 地震保険の補償内容と仕組み¹⁰

損害保険会社の火災保険において、地震等による災害は、火災保険では補償の対象外となっており、地震保険に関する法律に基づく「地震保険」によって、地震による損害を補償することになっている。地震保険は火災保険に付帯して加入する必要があり、また、地震保険の主契約となる火災保険の保険金額の30%から50%の範囲内で、建物については5,000万円、家財については1,000万円が限度である。

そして、保険金の支払基準は全損、半損及び一部損の3区分となっているが、その評価基準は国による災害の被害認定基準（罹災証明認定基準）と大筋で整合が図られているものの、各々は別の基準であり、「全壊」の罹災証明を得たものが、必ずしも地震保険の「全損」に該当するとは一概には言えない。また、地震保険は国と民間保険会社の連携により成り立っている保険商品であり、国が再保険を引き受けている。

2011年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震を受けて、民間の負担額が変更（2011年5月2日）され、更に、加入率が上がったことから責任限度額の上限が従来の5.5兆円から6.2兆円に増額（2012年4月6日）されている。

5.1.1 地震保険制度に関するプロジェクトチーム（財務省）

財務省は、東日本大震災を受けて「地震保険制度に関するプロジェクトチーム（座長：佐藤主光一橋大学教授）」を立ち上げ、2012年4月23日から11月30日までに全12回の議論を行っている。

そして、最終報告書¹¹では、地震保険は官と民の連携で双方のバランスが重要、民間も負担可能な範囲で保険責任を負うという現行制度の基本的枠組みを維持した上で、巨大地震発生から補正予算によるレイヤー（官民保険責任額の構造）改定までの間を繋ぐ方策について検討する等の考えが記述されている。また、全損、半損及び一部損という損害3区分の細分化、住宅ローン問題、マンション共用部分、料率、手続きの簡素化等についても議論されている。

なお、報告書等は、財務省のホームページ上に公表されている。

www.mof.go.jp/about_mof/councils/jisinpt/.../20121130_00.html（2013年3月14日現在）

¹⁰ 野村総合研究所「地震保険の補償内容等について」第3回研究会配布資料

¹¹ 財務省「地震保険制度に関するプロジェクトチーム報告書」第3回研究会配布資料

5.1.2. 東日本大震災における損害保険会社及び共済の対応

東日本大震災においては、損害保険会社各社及び各共済団体による迅速な保険金支払いが行われており、社会的にも高い評価を受けている。例えば損害保険会社の罹災受付件数に対する調査完了件数は、地震発生後の早い時期から 9 割を超え、2011 年 8 月末時点では 97.5%に達している。そして、このような迅速な保険金支払いの実施には、損害保険会社各社及び共済各団体による大きな努力があった。

地震保険の保険金支払いは、前述の通り 3 区分の簡易な支払い方法が採用されているが、実際には、被災者からの入電（事故受付）に対しては、殆どの場合、損害保険会社の社員や損害保険登録鑑定人等が自ら被災者宅に足を運んで面談し、損害の程度の調査・協定を行う必要がある。この作業には木造在来工法でさえ 1 件あたり 1 時間程度の時間を要し、移動時間等を考慮すると、1 日に訪問できる件数は 4 件ないし 5 件といった状況にある。従って、各損害保険会社及び各共済団体は全国の営業社員・職員を含めて総動員で実施したことが想像される¹²。

5.2 共済団体の自然災害に関する補償¹³

共済団体が補償する災害は、一般的には、①火災（火災、落雷、爆発）②自然災害（風災、雹災、雪災、水災）及び③地震に分類され、補償内容が各々異なっている。

例えば、JA 共済連の建物更生共済の場合を例にとると「火災共済金を支払う場合」と「自然災害共済金を支払う場合」で支払事由を記し、各々「火災共済金」又は「自然災害共済金」を支払う約款構成になっている。

協会災害見舞の場合は、まず、「火災」と「火災以外の災害」に分け、更に、「地震等災害（地震、噴火又はこれらによる津波、広範囲にわたる風水害、大火、爆発等）」に分類されている。落雷、爆発を「火災以外の災害」に分類し、また、広範囲にわたる風水害、火災、爆発等を「地震等災害」に分類していることが特徴的である。

自然災害については、補償する自然災害の分類、損害額評価の方法、支払う共済金の額等、各団体各様になっている。詳細は配布資料¹³を参照されたい。

¹² 野崎洋之「東日本大震災を踏まえた地震保険制度の再構築」,野村総合研究所、NRI Knowledge Insight Vol 21,2011 年 11 月

¹³ 簡易保険加入者協会「共済団体の自然災害に関する補償比較」 第 3 回研究会配布資料

6. 平成 25 年度の調査研究方針

平成 25 年度においては、損保・共済における引受時及び支払時の評価方法等についてヒヤリング等実態調査を実施するとともに、自治体の罹災証明の発行実務、鑑定人の実務、利用者の声、法的課題等に関して、専門家・実務者からのヒヤリングを実施するなどして、建物・家財の評価に関する諸問題について、更に調査研究を進めていく予定である。

今後の調査研究の論点としては、各共済の理念がどのように火災共済に反映されているか、時価評価から新価評価へ移行した理由、背景、実務上の課題、保険料率・保険料、利得禁止原則への対応などがあげられる。

各研究会での配布資料一覧

第1回研究会

1. 年度別調査研究実施状況（資料 1-1-1） PDF
2. (財) 簡易保険加入者協会の事業概要
 - ①災害見舞制度（パンフレット） （資料 1-2-1）
 - ②（財）簡易保険加入者協会の今後の方向性 （資料 1-2-2）
 - ③一般財団法人移行後の簡易保険加入者協会 （資料 1-2-3）
 - ④認可特定保険業への移行に伴う現行制度の変更概要 （資料 1-2-4）
 - ⑤財団法人 簡易保険加入者協会のあらまし （資料 1-2-5）
 - ⑥重要事項説明書&寄金のしおり （資料 1-2-6）
 - ⑦あかるい家庭 （資料 1-2-7）
3. 損保の個人用新火災総合保険
 - ①損保の個人用新火災総合保険商品概要 （資料 1-3-1） PDF
 - ② 損保の個人用新火災総合保険商品（損害保険研究第 72 巻第 4 号 2001 年 2 月）
 - ア 損害保険ジャパン個人用火災総合保険「ほーむジャパン」の開発（資料 1-3-2）
 - イ 東京海上日動「トータルアシスト住まいの保険」の紹介（資料 1-3-3）
 - ウ 新保険法に対応した魅力ある新火災保険「GKすまいの保険」の紹介（資料 1-3-4）
4. 調査研究の要綱・スケジュール
 - ①平成 24 年度公益事業に係る調査研究 （資料 1-4-1） PDF
 - ②平成 24 年度調査研究スケジュール概要 （資料 1-4-2） PDF
 - ③調査研究全体スケジュール （資料 1-4-3） PDF
 - ④約款提供等依頼状送付先一覧 （資料 1-4-4） PDF
5. 第 1 回研究会での主な議論 （資料 1-5-1） PDF

第2回研究会

1. 保険用語の定義等
 - ①保険用語の定義（資料 2-1-1） PDF
 - ②評価済保険について（文献） （資料 2-1-2） PDF
2. 火災保険の発展（資料 2-2-1） PDF
3. 損害保険及び共済事業の現状

- ①平成 22 年度火災保険の収入保険料比較 (資料 2-3-1) PDF
- ②平成 22 年度火災保険取扱業界一覧 (資料 2-3-2) PDF
- ③日本共済協会会員紹介記事 (保険毎日新聞 2012 年 8 月 22 日～10 月 3 日)
(資料 2-3-3)
- 4. 火災保険各社商品比較表 (資料 2-4-1) PDF
- 5. 個人向け火災保険及び共済の商品 (補償内容) 比較 (資料 2-5-1) PDF
- 6. 第 2 回研究会での主な議論 (資料 2-6-1) PDF

第 3 回研究会

- 1. 新価保険の開発経緯 (資料 3-1-1) PDF
- 2. 地震保険制度
 - ①地震保険の補償内容等について (資料 3-2-1) PDF
 - ②地震保険制度に関する財務省プロジェクトチーム報告書 (平成 24 年 11 月)
(資料 3-2-2) PDF
 - ③東日本大震災を踏まえた地震保険制度の再構築 (資料 3-2-3)
 - ④地震保険の認定区分の細分化がもたらす課題 (資料 3-2-4)
 - ⑤いま再び「地震保険は、どのような保険なのか」(保険毎日新聞 2012 年 7 月
17 日) (資料 3-2-5)
- 3. 東日本大震災への対応
 - ①「東日本大震災」の記録 (損害調査実施の状況) (簡易保険加入者協会)
(資料 3-3-1)
 - ②「東日本大震災と保険業界の一年」(保険毎日新聞 2012 年 5 月 22 日～24 日)
(資料 3-3-2)
 - ③「東日本大震災を振り返る」(保険毎日新聞 2012 年 6 月 28 日～29 日、9 月 13
日～14 日) (資料 3-3-3)
- 4. 個人向け火災保険及び共済の商品 (補償内容) 比較
 - ①共済団体の補償比較 (資料 3-4-1) PDF
 - ②共済団体の自然災害に関する補償比較 (資料 3-4-2) PDF
 - ③共済団体の自然災害に関する補償の約款規定 (資料 3-4-3)
- 5. 調査研究会議論での論点案 (資料 3-5-1)
- 6. 第 3 回研究会での主な議論 (資料 3-6-1) PDF

第4回研究会

1. 「個人向け火災保険・共済における建物・家財の評価に関する調査研究」中間報告書（案）
2. 損害保険会社及び共済各社に対するヒヤリング項目（案）（資料 4-2）
3. 調査研究スケジュール（案）（資料 4-3） PDF
4. 調査研究会議論での論点（案）（資料 4-4） PDF
5. 第4回研究会での主な議論（資料 4-5） PDF